
第2回青少年インターネットWG

EMA 第三者機関としてのこれまでの取組状況

2010/10/15

一般社団法人
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構



総務省 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会 (中間取りまとめ)

フィルタリングの実効性に関する課題

画一性

小学校低学年から高校生、あるいは大学生までの幅広い年齢層と多様な価値観を持つ青少年に対しても、現状においては、ホワイトリスト方式、ブラックリスト方式の二種類のサービスだけが提供されている状況である。

フィルタリング対象の広範性

ホワイトリスト方式においては携帯電話事業者により「公式サイト」として採用されたサイトのみがアクセス可能であり、大多数の有害でないサイトが排除されてしまうこととなる。また、ブラックリスト方式であっても指定されたカテゴリに分類されたサイトは、有害でないサイトも含めて、すべてフィルタリングにかかりアクセスが制限されることとなる。

利便性の阻害

PCとは異なり大多数の個人が所持している携帯電話は、青少年の日常生活に不可欠となっており、掲示板サイトを学校の部活動の連絡のために利用するなど、その利便性が大いに活かされている。しかしながら、現在のフィルタリングを適用することによってこうした利用ができなくなるなど、利便性の阻害が懸念される。

課題解決のための短・中期的対応

画一性・非選択性

- ・アクセス制限したい情報の範囲が選択できない
- ・閲覧が制限される情報の範囲が広範

課題克服のために

「カスタマイズ機能」等
利用者が主体的に選択可能となる仕組み
「民間の第三者機関」
青少年保護に配慮したサイトを認定する仕組み

多様性・選択性

- ・親権者の承認により青少年が利用したいサイトを個別に選択可能とするなどのサービスの提供
(カスタマイズ機能の提供)
- ・青少年保護に配慮したサイトにはアクセス可能
(民間の第三者機関認定サイトのアクセス制限解除)

平成20年4月の再度の総務大臣要請

平成20年4月25日に再度の総務大臣要請と総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の中間とりまとめにおいてフィルタリングの改善方針が示された。

フィルタリング改善方針

原則適用：ブラックリスト方式（特定分類アクセス制限方式）

親権者の意思表示がされない場合に原則適用。ホワイトリスト方式（携帯電話事業者提供リスト方式）よりも過度なアクセス制限の範囲が狭いため

第三者機関の認定サイト及びカテゴリーの選択を反映したブラックリスト方式

国が有害情報の判断をすることは「表現の自由」「通信の秘密」に影響を及ぼす恐れがあるため。また、通信事業者が判断することは、通信事業の範囲を逸脱するため。

第三者機関（EMA、I-ROI設立へ）

利用者の選択肢を増やす施策：個別にサイトを利用できるカスタマイズ機能の実装

2009年1月から一部の携帯電話事業者がサービス開始

既存契約者への原則化の時期：第三者機関及びキャリアの準備が整い次第

2008年夏から保護者への意思確認開始。2009年1月から各通信事業者が不要の意思表示がない場合に適用開始

「青少年インターネット環境整備法」 フィルタリングの提供義務における配慮事項

第20条

次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

- 一. 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。
- 二. 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

(参考)青少年インターネット利用環境整備法 参議院附帯決議

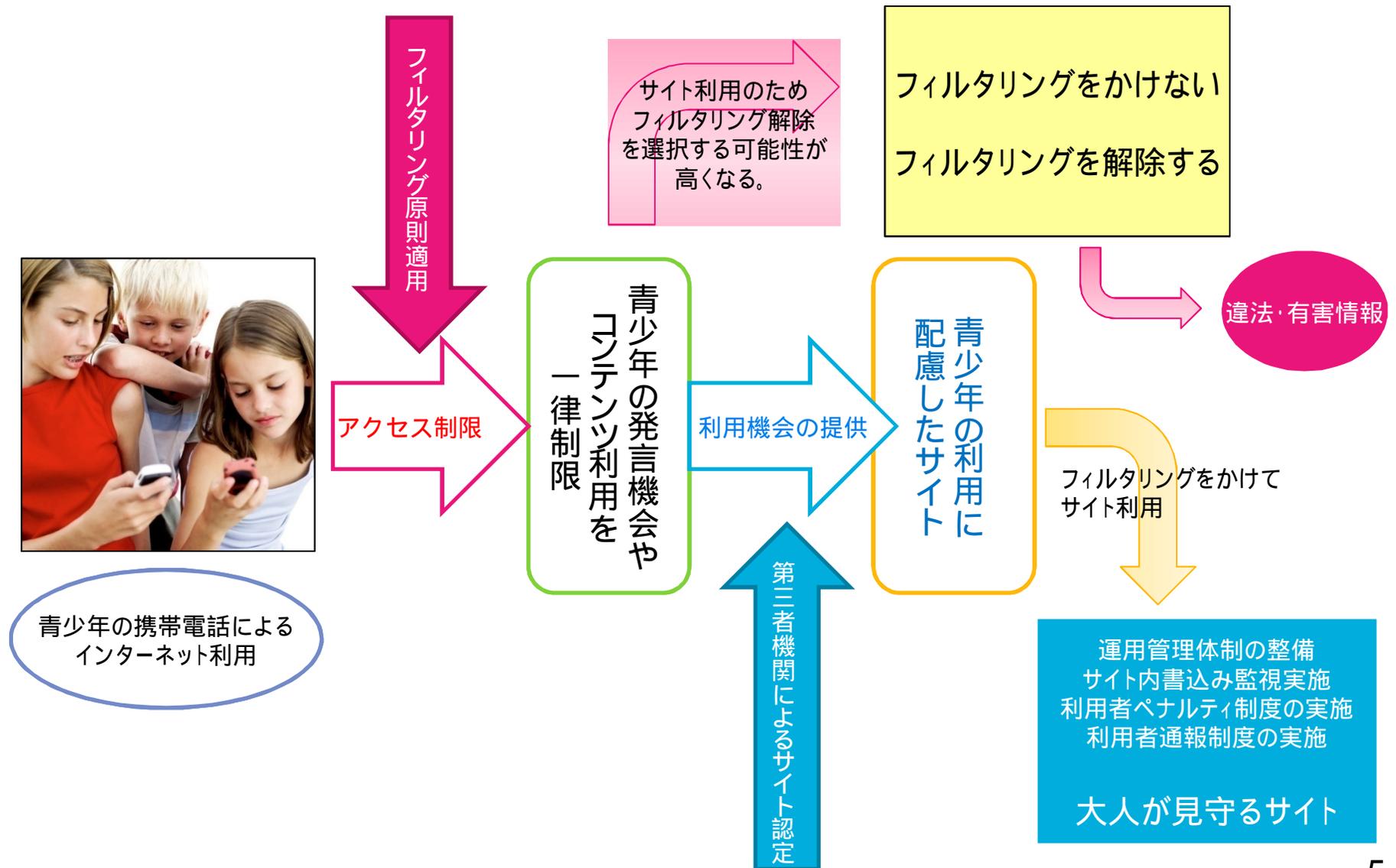
六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタリングサービス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。



フィルタリングの普及と多様性・選択性の確保

- フィルタリングへのカスタマイズ機能の開発
- 複数のフィルタリングメニューの開発
- ブラクリスト方式における第三者機関によるサイト認定とアクセス制限解除

フィルタリングの普及に向けて

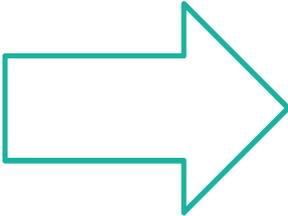


現在のフィルタリング提供環境



保護者・青少年

フィルタリング
原則適用と選択



- ・Web利用制限
- ・ホワイトリスト方式
- ・ブラックリスト方式 第三者機関認定を反映
- ・利用時間制限
- ・カテゴリ選択(カスタマイズ)
- ・サイト選択(カスタマイズ)

多様な
携帯電話
フィルタリング
サービス

フィルタリング・サービスの提供

フィルタリングシステム
の運営



通信事業者

URL分類リスト
作成



サイトを探索し、コンテンツ分類
したカテゴリリストの作成

フィルタリングリスト提供会社

カテゴリ選択、基準策定、
サイトの認定



第三者機関設置要件に
基づき設置

第三者機関

第三者機関としてのEMAの設立と活動



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

設立日：2008年4月8日

代表理事：堀部 政男

設立の目的

モバイルコンテンツの健全化

青少年の発達段階に応じた主体性を確保した上での受信者の保護育成

受信者の利便性の向上

設立趣意の概要

現在のフィルタリングサービスによる閲覧制限されるサイトの中には、青少年の自己表現ツール、親子間や友人間のコミュニケーションツールとして有用であり、公的な機関や一般企業からの情報提供を目的としているサイトも存在しているにもかかわらず、一律に有害サイトとして扱われております。また、一律でフィルタリングの対象となっていることが、結果としてフィルタリングサービスの普及促進の妨げになるものと考えております。

さらに、青少年保護を実効性あるものとするには、フィルタリングサービス以外に青少年が能力知識・情報を自ら選別し、人格形成や自己実現に資するものを取得する能力を身につけられる啓発・教育プログラムやレイティング等の施策も重疊的に実施される必要があると考えております。

このようなことから、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ、違法・有害情報から保護し、モバイルコンテンツの健全な発展を促進する施策を総合的に実行するため第三者機関を設立します。

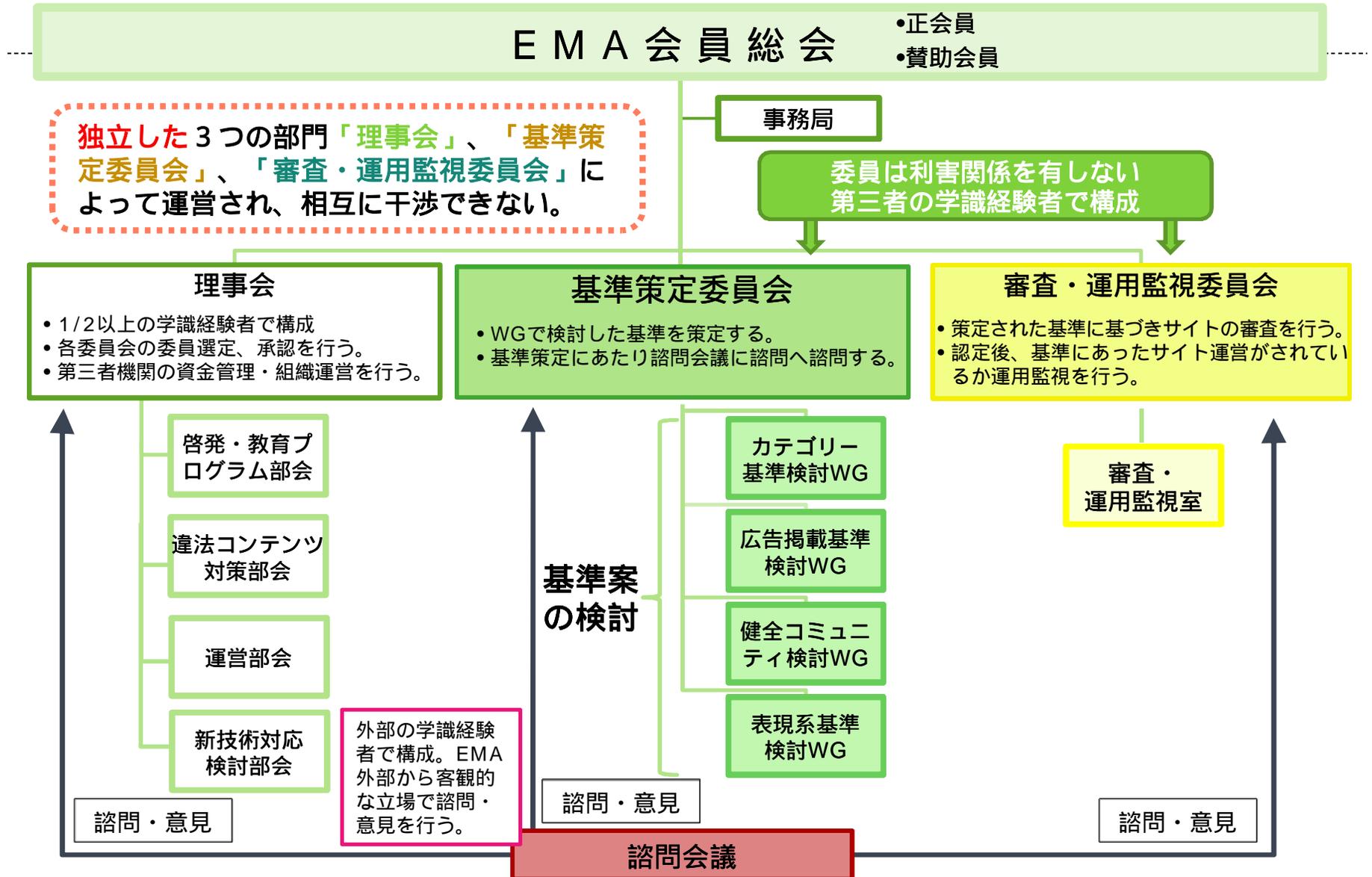
主な活動

青少年の利用に配慮した基準の策定とモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務

青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善

ICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動

EMAの組織構成



これまでの取組状況

■ カテゴリー基準検討

- 2008年9月4日 「携帯電話事業者が提供する「特定分類アクセス制限方式(いわゆるブラックリスト方式)」におけるアクセス制限対象カテゴリー選択基準に関する意見書」発表

■ コミュニティサイト運用管理体制認定制度

- 2008年6月30日 コミュニティサイト運用管理体制認定基準及び同ガイドライン(現:概説書)の策定・発表
- 第一回コミュニティサイト運用管理体制認定制度の認定サイトを発表
- 2009年1月～ 通信事業者によるブラックリスト方式フィルタリングへのEMA認定の反映暫時開始
- 2009年7月7日 サイト認定の一時停止サイト発表(9月15日認定取消発表)
- 2010年7月23日 サイト内メッセージ機能の監視について基準及び概説書を改定

■ サイト表現運用管理体制認定制度

- 2009年7月14日 サイト表現運用管理体制認定基準及び同ガイドライン(現:概説書)の策定・発表
- 2009年12月18日 サイト表現運用管理体制認定制度の第一号認定サイトを発表

■ スマートフォン等の新しいインターネット利用機器への対応

- 2010年6月24日 新技術対応検討部会の設置
- 2010年9月 サイト認定の範囲を携帯電話向けサイト(接続機器による定義)からURL情報として定義(認定範囲URLはどんな機器からの接続でも運用管理体制が充足している環境を整備)

■ 啓発・教育活動

- 2008年8月29日 啓発・教育プログラム「ケータイ・インターネットの歩き方」(現:入門編)を策定
- 2008年9月4日 啓発・教育プログラムのアクションプランを発表
- 2008年12月18日 「ショートビデオ集」の公開
- 2009年11月20日 「ケータイ・インターネットの歩き方(コミュニティ編)」策定
- 2010年5月28日 「ケータイ・インターネットの歩き方(著作権編)」策定
- 2010年6月10日 ケータイ・インターネットの歩き方(入門編)学校教材パッケージ化

アクセス制限対象カテゴリー改善

～2008年12月

2009年1月～

アクセス制限対象カテゴリー

セキュリティ・プロキシ	検索キャッシュ
同性愛	
宗教	
政党・政治活動	
コミュニケーション	ウェブチャット
	掲示板
	IT掲示板
ギャンブル(宝くじ・スポーツくじ除く)	
オカルト	
成人嗜好	娯楽誌
	コスプレ
	飲酒
	アルコール製品
	水着・下着・フェチ画像
	文章による性的表現
	喫煙
不法	
主張	
アダルト	
セキュリティ・プロキシ(キャッシュ除く)	
出会い	
グロテスク	

対象外

改善意見表明

アクセス制限

EMA意見表明

セキュリティ・プロキシ	検索キャッシュ
同性愛	
宗教	
政党・政治活動	
コミュニケーション	ウェブチャット
	掲示板
	IT掲示板
ギャンブル(宝くじ・スポーツくじ除く)	
オカルト	
成人嗜好	娯楽誌
	コスプレ
	飲酒
	アルコール製品
	水着・下着・フェチ画像
	文章による性的表現
	喫煙
不法	
主張	
アダルト	
セキュリティ・プロキシ(キャッシュ除く)	
出会い	
グロテスク	

対象外

アクセス制限

EMAの対応

コミュニティサイト
運用管理体制
認定制度実施

サイト表現
運用管理体制
認定制度実施

・ケータイ・サイト
セルフチェックリスト
の検討中

・再度改善意見表明

ネットスター社のカテゴリー名を例示しています

EMA 運用管理体制認定制度

EMA 認定基準に沿ったサイト基準

基本方針

運用(監視)体制

ユーザー対応

啓発・教育

コミュニティサイト運用管理体制認定基準

基本方針

- (1) 利用規約の存在及び同意
- (2) 健全化に資する運用方針の明示
- (3) サイト運用管理体制に関する専門意思決定機関の設置
- (4) 青少年利用を前提とした利用環境の整備
- (5) 青少年利用に配慮した投稿対応基準
- (6) 青少年利用に配慮した広告掲載基準

監視体制

- (7) 投稿ログの保存
- (8) 目視・システム抽出等によるサイトパトロール(監視)の実施
- (9) サイトパトロール(監視)体制における監視員の規模
- (10) サイトパトロール(監視)体制における管理者の配置割合
- (11) 緊急を要する投稿への対応
- (12) 監視員教育研修及びノウハウ共有制度の実施

ユーザー対応

- (13) 問合せ対応窓口の設置
- (14) 通報制度等の設置
- (15) 通報・問合せ等対応手順
- (16) ユーザー情報管理
- (17) ユーザー年齢管理
- (18) 強制退会処分及び投稿禁止措置の実施
- (19) 注意警告対応・ペナルティ制度の実施

啓発・教育

- (20) 注意喚起と禁止事項の整備
- (21) FAQ等の整備
- (22) 啓発・教育コンテンツの設置

サイト表現運用管理体制認定基準

基本方針

- (1) 利用規約の存在及び同意
- (2) 運用方針の明示
- (3) サイト運用管理体制に関する専門意思決定機関の設置
- (4) 青少年利用を前提とした利用環境の整備
- (5) 青少年利用に配慮した自社表現基準
- (6) 青少年利用に配慮した広告掲載基準

運用体制

- (7) サイト内コンテンツチェックの実施
- (8) ノウハウ共有制度の実施

ユーザー対応

- (9) 問合せ対応窓口の設置
- (10) 問合せ等対応手順
- (11) ユーザー年齢管理

啓発・教育

- (12) 注意喚起と禁止事項の整備
- (13) FAQ等の整備
- (14) 啓発・教育コンテンツの設置

EMAアクセス制限とすべき5要件

画像・表現・描写などにより著しく性欲を刺激するもの

暴力的又は陰惨な画像・表現・描写などにより興味本位に暴力行為又は残虐性を喚起・助長するもの

自殺を誘発・助長・ほう助するもの

犯罪行為及び刑罰法令に抵触する行為又は誘引・助長・ほう助するもの

その他、青少年の健全な育成を著しく阻害するおそれがあるもの

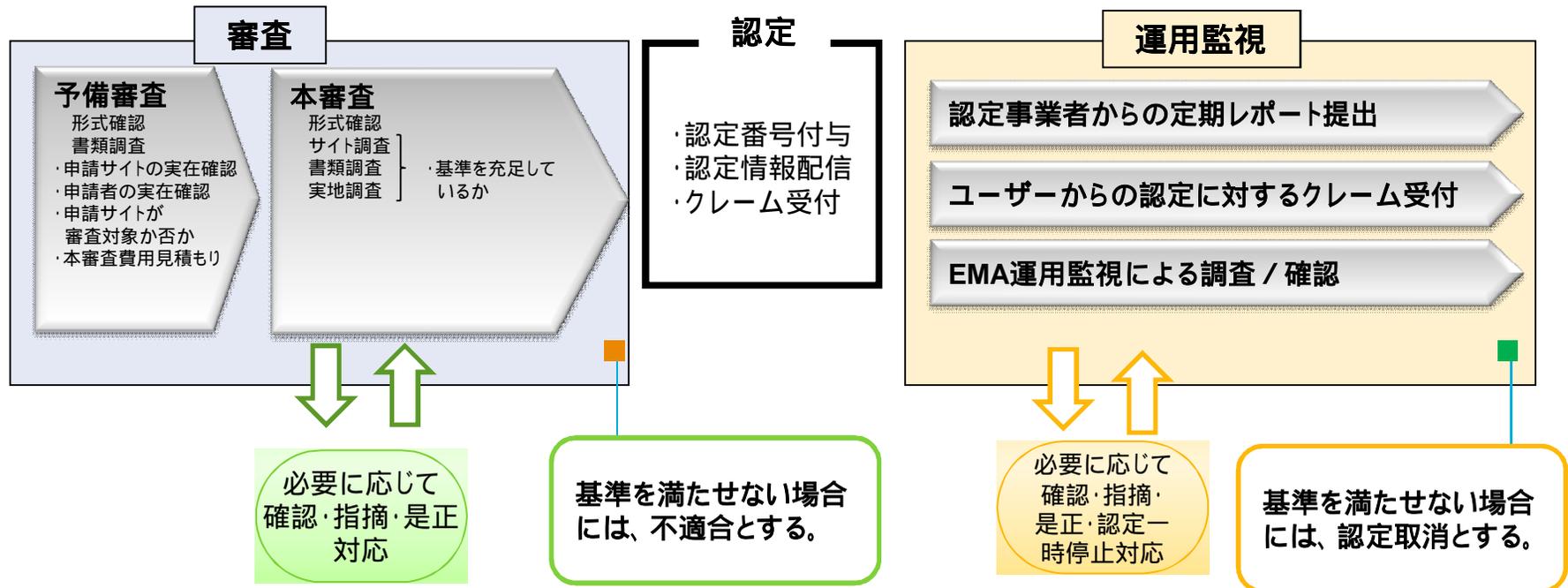
コミュニティサイト運用管理体制認定制度の概要

申請

申請コミュニティサイト

コミュニティサイト運用管理体制認定基準を満たす運用管理体制を整備し、申請書を提出

審査・運用監視

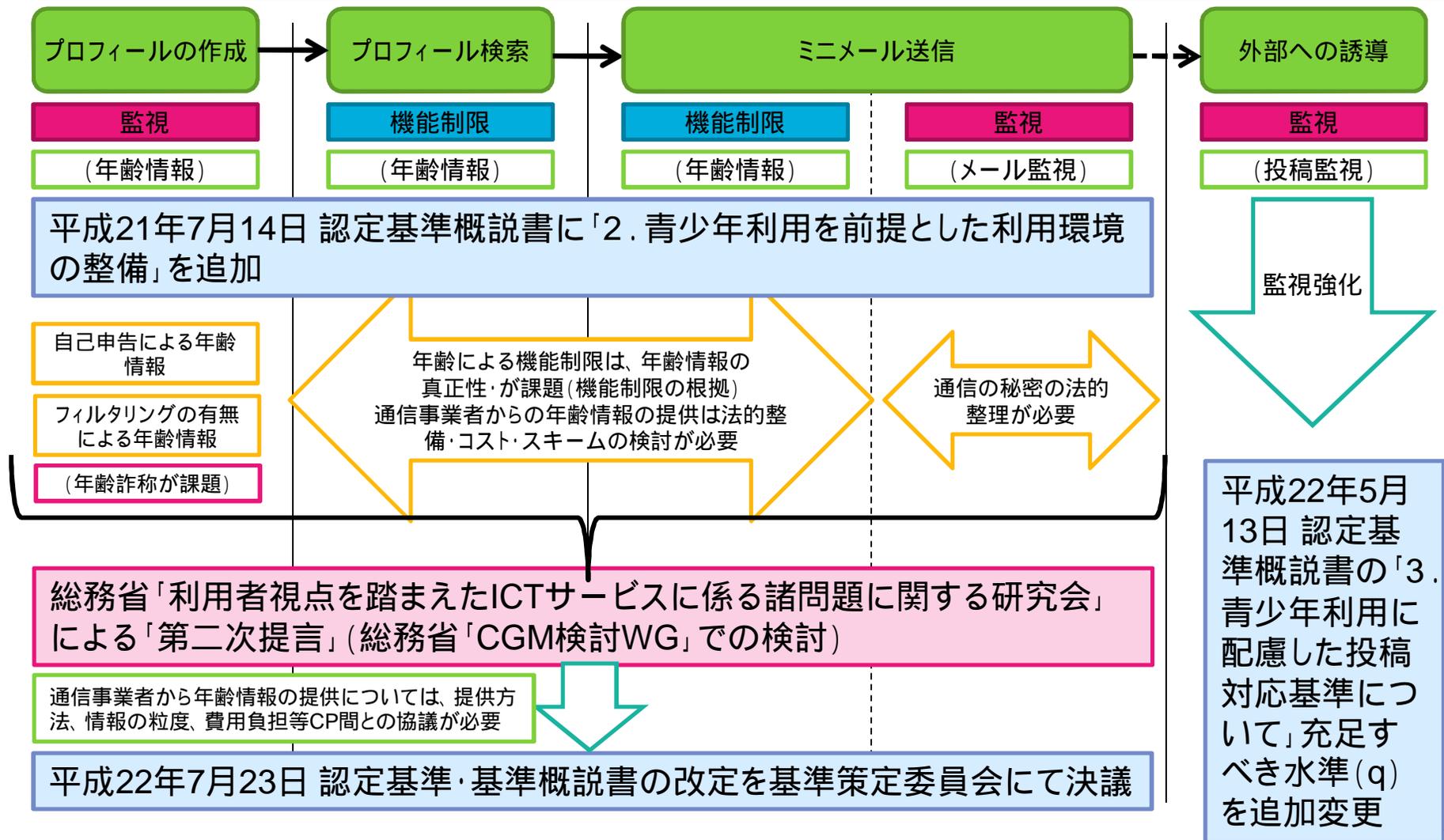


基準の改定(サイトの個別機能における児童誘因等のトラブル防止対策)

<トラブル防止対策の対象とした悪意ある利用パターン>

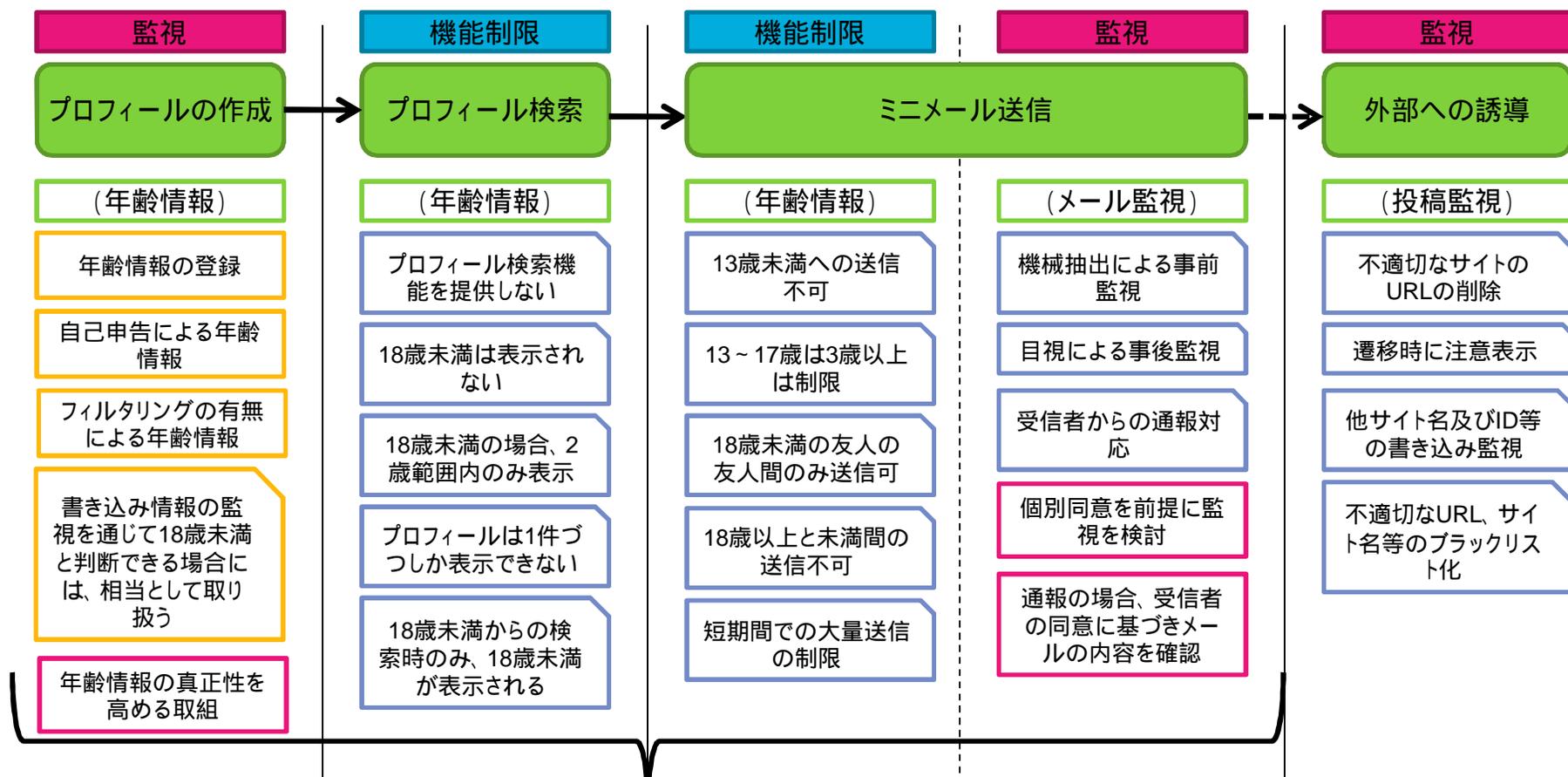
「登録されたプロフィールを検索し、18歳未満を探して、ミニメールの送信により誘引」

安心ネットづくり促進協議会 コミュニティサイト検証作業部会報告書「子どもを護るために」



現行の対応例と「総務省・第二次提言」により基準・概説書の変更

「登録されたプロフィールを検索し、18歳未満を探して、ミニメールの送信により誘引」



サイトや利用者の特性、監視の状況に応じ、青少年の犯罪被害防止の実効性を高めるために複合的、継続的、柔軟に対策を講じること(機能制限やミニメールの監視は、青少年の犯罪被害防止という目的を達成するための手段である)

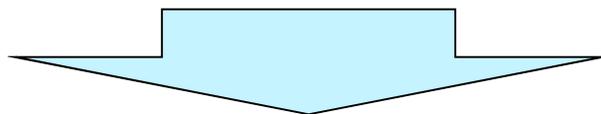
「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言」により示された「ミニメールの内容確認」について

「通信の秘密」について

「通信の秘密」とは、個別の通信に係る通信内容のほか、個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号等の通信当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容を推知される事項すべてを含んでおり、「ミニメール」の内容も、CGM利用者間で交換される通信であることから、秘密の対象に含まれると解される。

「電気通信事業者の取扱中に係る通信」について「電気通信事業者の取扱中に係る通信」とは、発信者が通信を発した時点から受信者がその通信を受ける時点までの間、電気通信事業者の管理支配下にある状態のものを指し、情報の伝達行為が終了した後もその通信内容等は保護の対象となるため、「ミニメール」を提供するCGM運営者(又は業務委託を受けた者)が自ら管理するサーバ上で内容確認を行っている限りにおいては、原則として「電気通信事業者の取扱中に係る通信」に該当すると解される。

「ミニメール」内容確認は、CGM運営者が積極的意思に基づいて通信内容を検知し、通信当事者の意思に反して処理(利用規約に基づく削除等)を行おうとする限りにおいては、知得ないし窃用に該当するといえるのであって、**通信の秘密の侵害**に該当する。



CGM運営者が内容確認を行うことについて**発信者等から有効な同意がある場合には、通信当事者の意思に反しない利用であるため、通信の秘密の侵害にあたらぬ**。

これは、通信の秘密の保護対象であるメッセージ内容は、通信当事者間で共有されている情報であり、その秘密性を当事者間で相手に委ねているため、第三者への関係で、一方当事者の同意により秘密性が解除されるためである。

コミュニティサイト運用管理体制認定基準の新旧対象

要求項目#8: 目視・システム抽出等によるサイトパトロール(監視と問合せ・通報対応)の実施(旧)

- 事業者は、ユーザー(会員・非会員)による投稿等サイト内で公開される情報について、常時、目視・システム抽出確認等を実施し、規約違反投稿等について必要な対応(削除、注意・警告、経過確認等)を行っていること。また、ユーザー(会員・非会員)による問合せ・通報についての対応も常時、実施していること。

要求項目#8: 目視・システム抽出等によるサイトパトロール(監視と問合せ・通報対応)の実施(新)

- 事業者は、ユーザー(会員・非会員)による投稿等サイト内で公開される情報について、常時、目視・システム抽出確認等を実施し、規約違反投稿等について必要な対応(削除、注意・警告、経過確認等)を行っていること。また、ユーザー(会員・非会員)による問合せ・通報についての対応も常時、実施していること。

なお、サイト内のメッセージ機能を監視する場合には、利用規約とは別に通信当事者からの明確な同意を得るよう措置を講ずること。

コミュニティサイト運用管理体制認定基準の新旧対象

2. 青少年利用を前提とした利用環境の整備について(旧)

■ 目的

本項目は、コミュニティサイト運営事業者が提供するサービスにおいて、青少年利用を前提とした環境整備(又は利用者年齢区分に応じたサイト構造を前提とした環境整備等)がなされるために、考慮すべき点を提示し、あらかじめ十分なトラブル防止対策の実施を求めるものである。

■ 必要とする対策

児童誘引行為等のトラブル防止対策の実施

(プロフィール検索やメッセージ等の機能制限又は十分な監視体制の整備)

サイト運営事業者は、コミュニティサイトの運営において、青少年が不特定多数との接点を持つことにより発生するおそれがある児童誘引行為等のトラブルに対し、サイト規模、サービス形態、ユーザーの利用状況及び問題の発生状況等に応じ、プロフィール検索やメッセージ等を含む関連機能の利用制限や重点的な監視体制の整備により、必要かつ十分な抑止/防止対策を実施しなければならない。

平成21年7月14日 追加変更

2. 青少年利用を前提とした利用環境の整備について(新)

■ 目的

本項目は、コミュニティサイト運営事業者が提供するサービスにおいて、青少年利用を前提とした環境整備(又は利用者年齢区分に応じたサイト構造を前提とした環境整備等)がなされるために、考慮すべき点を提示し、あらかじめ十分なトラブル防止対策の実施を求めるものである。

■ 必要とする対策

児童誘引行為等のトラブル防止対策の実施

(プロフィール検索やサイト内メッセージ機能等の機能制限又はメッセージを含む投稿に対する十分な監視体制の整備)

サイト運営事業者は、コミュニティサイトの運営において、青少年がプロフィール検索等を通じて、不特定多数との接点を持つことにより発生するおそれがある児童誘引行為等のトラブルを防止し、青少年の犯罪被害ができるだけ少なくなるように努めなければならない。検索を含むプロフィール機能やサイト内のユーザー間のメッセージ機能等の関連機能の利用制限やメッセージを含む投稿に対する重点的な監視体制、外部サイトへの誘引行為の制限を整備することにより、必要かつ十分な抑止/防止対策を柔軟に実施できるよう措置を講じること。その際には、多様な表現活動が行えるインターネットの特性に配慮しつつ、サイト規模、サービス形態・機能、ユーザーの利用状況に応じた対策を常時講じるとともに、サイト利用者の年齢情報等を活用した方法を用いる場合は、利用者のプライバシーが保護されるよう十分な注意を払うと同時に、利用者の年齢情報の真正性を考慮し、青少年の犯罪被害防止の実効性を高めるよう努める必要がある。また、サイト内のメッセージを監視する場合には、通信の秘密に配慮し、送信者又は受信者若しくはその両方からの個別同意を適切な手段により得ること

コミュニティサイト運用管理体制認定基準の新旧対象

3. 青少年利用に配慮した投稿対応基準について(旧)

- 目的
本項目は、コミュニティサイトのユーザーに青少年が相当割合存在する事実に配慮し、各サイト運営事業者において青少年の利用に配慮した投稿対応基準を設けることを目的とする要求項目#5 について、最低限充足すべき水準を基本方針として示すものである。
認定審査に際しては、申請者の投稿対応基準(申請書添付資料)が、以下の充足すべき水準に劣後しないものであることが求められる。
投稿対応基準の具体的かつ詳細な線引きについては、各サイト運営事業者にて策定すべきものであり、禁止事項等の形式でユーザーに適切に開示することとする。
- 充足すべき水準
以下に該当する投稿については、削除を含む対応の対象とする。
 - (a) 虚偽のもの。
 - (b) 公序良俗に反するもの。
 - (c) 法令に違反するもの。
 - (d) わいせつ物及び児童ポルノ。
 - (e) 買春・売春を助長するもの。
 - (f) 覚せい剤、麻薬等薬物の使用を助長するもの。
 - (g) 他人の名誉を著しく毀損するもの。
 - (h) 他人を誹謗中傷するもの。
 - (i) 他人の権利を侵害するもの。
 - (j) 他人の名義を騙るもの。
 - (k) アダルト・性風俗産業関連(ただし、適切かつ有効な年齢区分がなされているものは除く。)
 - (l) 自殺、自傷行為を助長するもの。
 - (m) 著しく残虐・暴力的なもの。
 - (n) 青少年に対し、飲酒、喫煙、ギャンブル等を奨励するもの。
 - (o) 不健全な出会いを主たる目的とするもの、又は出会い行為を助長、誘導するもの。
 - (q) リンク等により青少年の利用に不適切なサイトへの誘導を目的とするもの。
 - (r) その他、EMA 基準策定委員会にて追加承認されたもの。

5/13に
追加
変更

3. 青少年利用に配慮した投稿対応基準について(新)

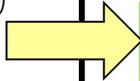
- 目的
本項目は、コミュニティサイトのユーザーに青少年が相当割合存在する事実に配慮し、各サイト運営事業者はユーザーからの投稿において青少年の利用に配慮した投稿対応基準を設けることを目的とする要求項目#5 について、最低限充足すべき水準を基本方針として示すものである。
認定審査に際しては、申請者の投稿対応基準(申請書添付資料)が、以下の充足すべき水準に劣後しないものであることが求められる。
投稿対応基準の具体的かつ詳細な線引きについては、各サイト運営事業者にて策定すべきものであり、禁止事項等の形式でユーザーに適切に開示するとともに、**サイト内メッセージ機能によるメッセージを監視する場合には、その旨をユーザーに周知することとする。**
- 充足すべき水準
以下に該当する投稿については、削除を含む対応の対象とする。
 - (a) 虚偽のもの。
 - (b) 公序良俗に反するもの。
 - (c) 法令に違反するもの。
 - (d) わいせつ物及び児童ポルノ。
 - (e) 買春・売春を助長するもの。
 - (f) 覚せい剤、麻薬等薬物の使用を助長するもの。
 - (g) 他人の名誉を著しく毀損するもの。
 - (h) 他人を誹謗中傷するもの。
 - (i) 他人の権利を侵害するもの。
 - (j) 他人の名義を騙るもの。
 - (k) アダルト・性風俗産業関連(ただし、適切かつ有効な年齢区分がなされているものは除く。)
 - (l) 自殺、自傷行為を助長するもの。
 - (m) 著しく残虐・暴力的なもの。
 - (n) 青少年に対し、飲酒、喫煙、ギャンブル等を奨励するもの。
 - (o) 不健全な出会いを主たる目的とするもの、又は出会い行為を助長、誘導するもの。
 - (q) リンク等により青少年の利用に不適切なサイトへの誘導を目的とするもの。
 - (r) その他、EMA 基準策定委員会にて追加承認されたもの。

申請・審査・認定状況

(2010年7月31日現在)

認定率 (認定数 / 審査完了)	67.6%
認定継続率 (認定中 / 審査完了)	48.5%
EMAによる是正等の改善	12.1件 (1サイトあたり)

申請数	79件
審査中	11件
(審査完了)	68件)
非認定数	22件
認定数	46件
認定中	33件
認定取消	2件
解約・終了	11件



<u>非認定数の内訳</u>	
対象外	4件
撤回	4件
不適合	3件
辞退・終了	11件

申請・認定サイトへの対応	
(審査)	
確認/指摘通知	642件
是正通知	20件
(運用監視)	
確認/指摘通知	283件
是正通知	11件
(集計期間: 2008年7月22日 ~ 2010年7月31日)	

2009年度認定運用管理体制状況(37サイト)

(2010年3月31日現在)

認定サイト
のべ総会員数

87,582,274人

1日あたりの総投稿数

69,123,872件
(年換算 約252億件)

サイトパトロール体制

最高責任者数 39名
監視主任者数 237名
監視員数 1,042名
合計 1,318名

ユーザー対応

強制退会 2,530件/日
ペナルティ 4,555件/日
削除投稿 41,446件/日
注意・警告 6,054件/日

啓発・教育コンテンツ
(ケータイ・インターネットの歩き方)
閲覧総数

3,295,352回(累計)
(2008/09/01~2010/03/31)

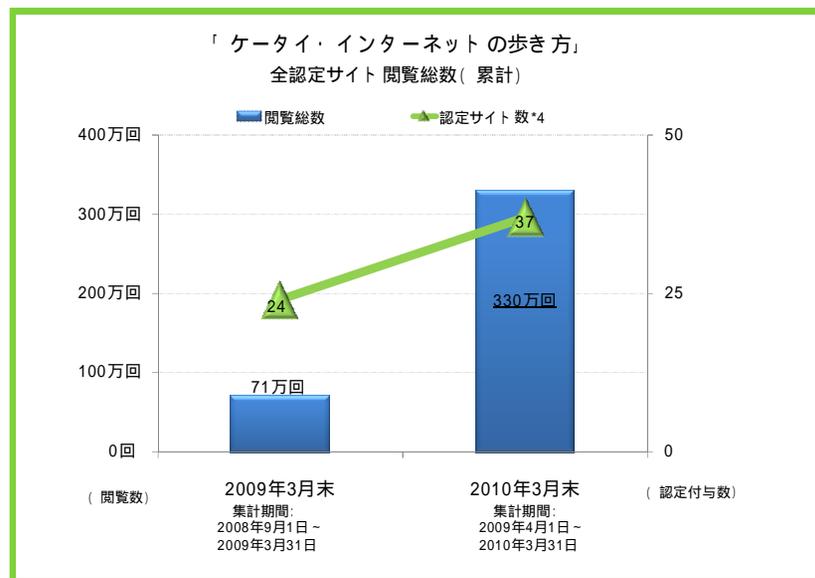
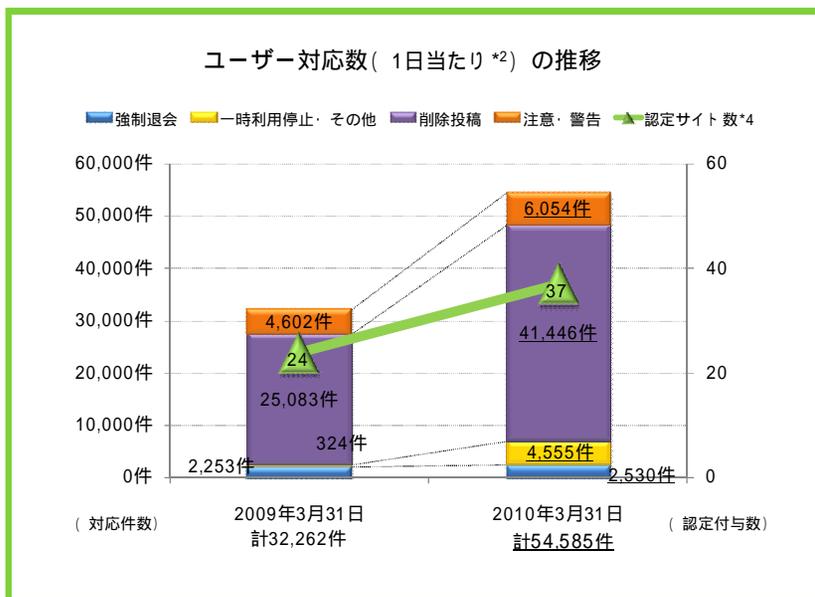
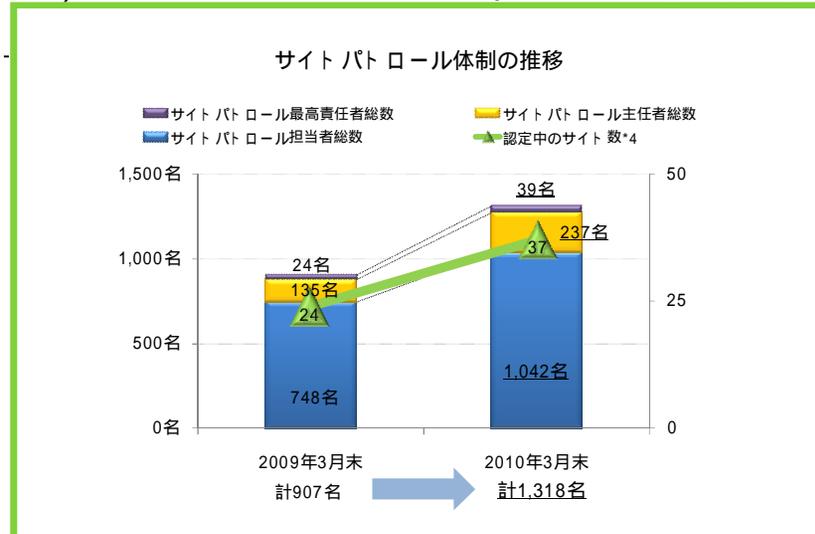
EMAへの通報

- 規約違反投稿等に関する情報 1,296件
- 認定サイトの運用管理体制に関する意見 787件
- 会員登録方法・退会方法等の
サービスに関するお問い合わせ 852件
- ペナルティを受けたユーザーからの
不満・理由に関する問い合わせ 318件
- 不適切な広告に関する情報 165件
- 認定サイトの運用体制に関係のない情報、
又は意味が不明な情報 1,163件
- その他 1,233件

合計 5,814件

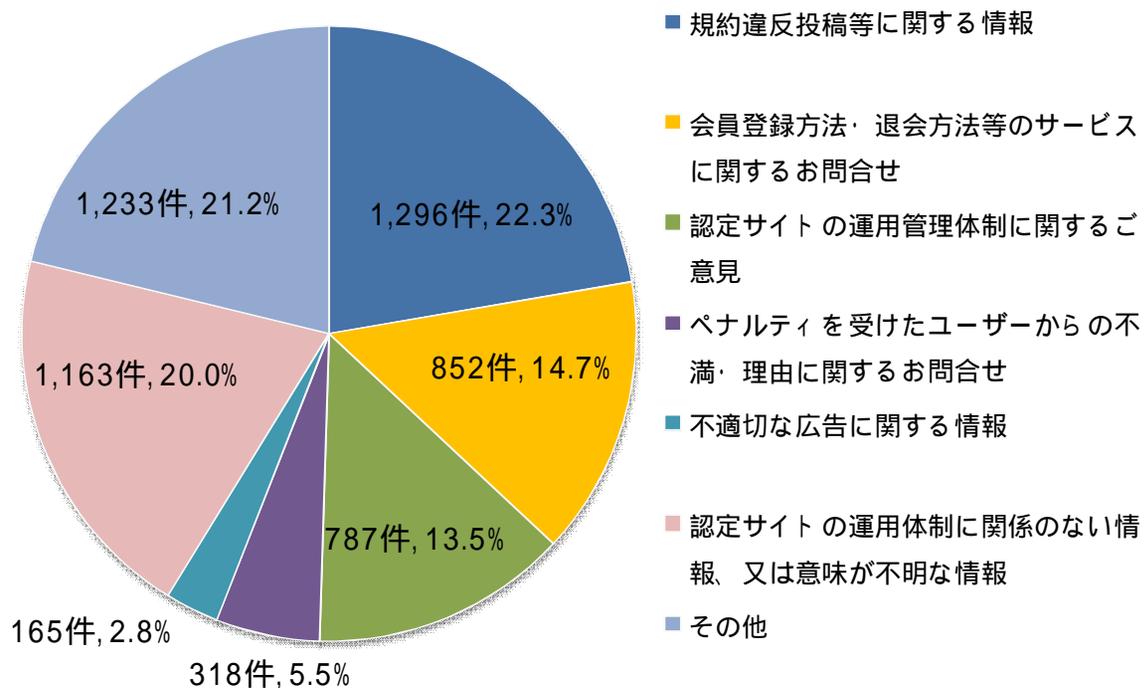
2009年度認定運用管理体制状況(37サイト)

(2010年03月31日現在)



認定サイトに対する通報状況

ユーザーからEMAへの通報状況(2009年4月1日～2010年3月末)

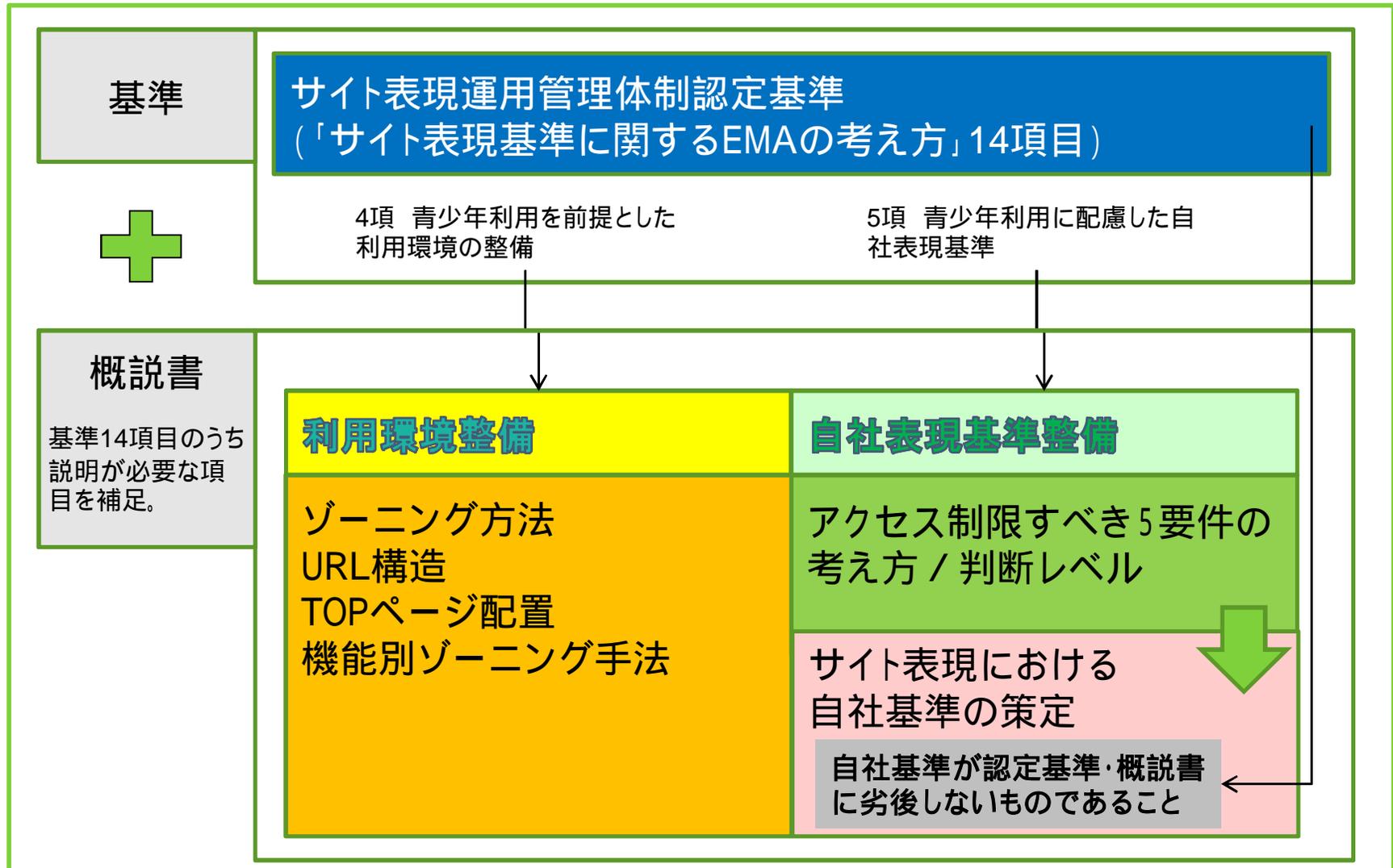


< 通報内容の傾向 >
 「荒らし」「ストーリー」「誹謗中傷」等の行為をするユーザーへの対応に関するもの
 ペナルティ・強制退会となった経緯、理由に対するもの
 アクセス制限、フィルタリングに関するもの
 認定サイトの利用方法に関するもの
 その他、青少年に不適切なユーザー投稿（アダルト・猥褻な内容等）に関するもの

< EMAの対応 >
 ・ 通報内容の類型化、分析を行い認定サイトごとの運用監視における懸念事項を整備する。
 ・ 内容に応じて、連絡者にヒアリングを行い、詳細を確認する。
 ・ 緊急かつ重大な内容については、個別の認定サイトに対して事実確認を行い、必要であれば改善を要求する。
 ・ 基準に対する疑義が生じた場合には、直ちに調査のうえ、必要に応じて是正を要求する。

ユーザーからの連絡件数を分類したものととなります。

サイト表現運用管理体制認定制度の概要

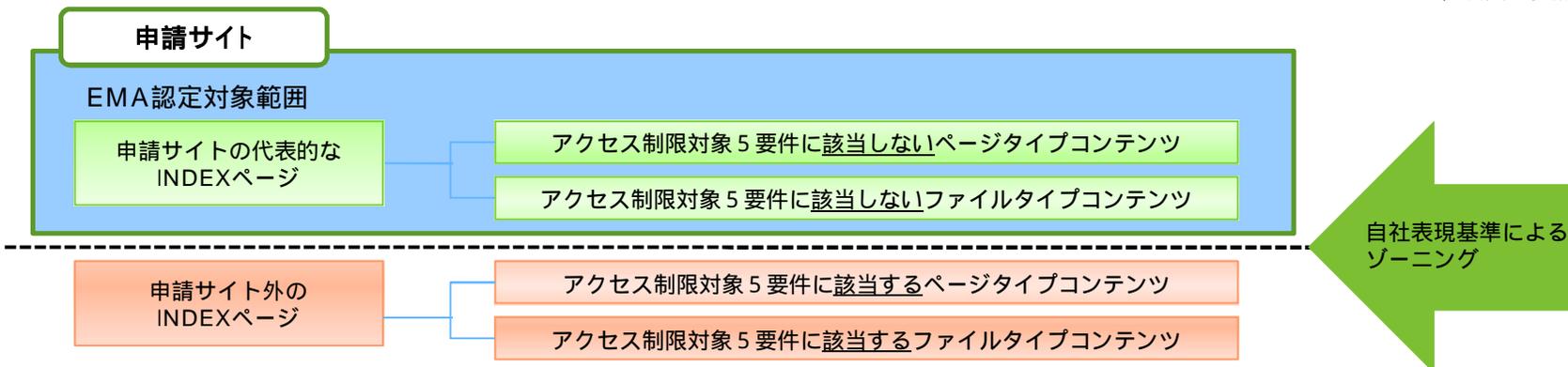


申請サイトのサイト構成

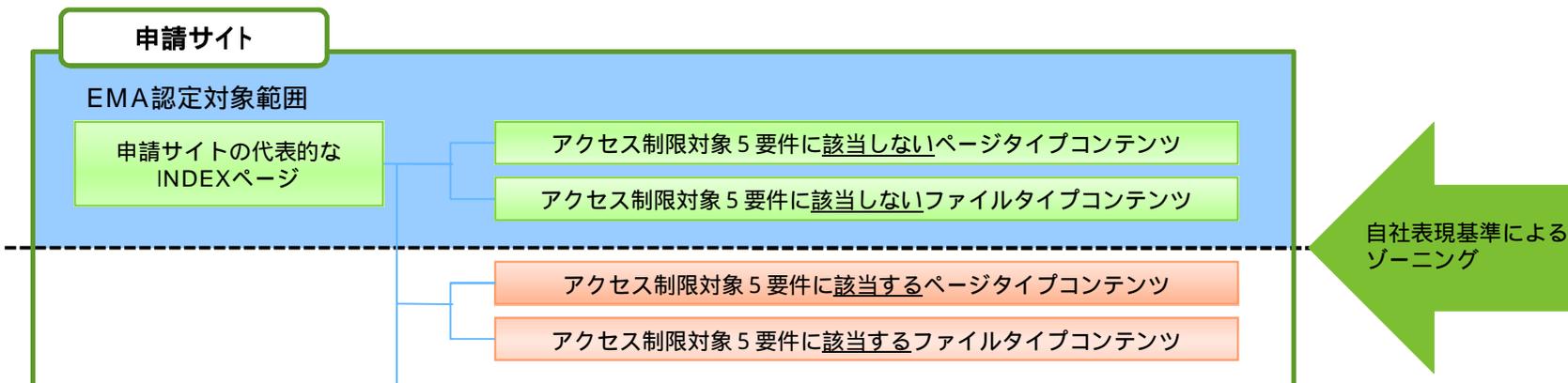
- サイト表現運用管理認定制度の審査対象である申請サイトは、青少年利用に配慮したサイトゾーニングを以下の2タイプのどちらかで実装したサイト構成とします。

1. 申請サイト = EMA認定対象範囲 (アクセス制限対象5要件に該当するコンテンツを含まない領域)

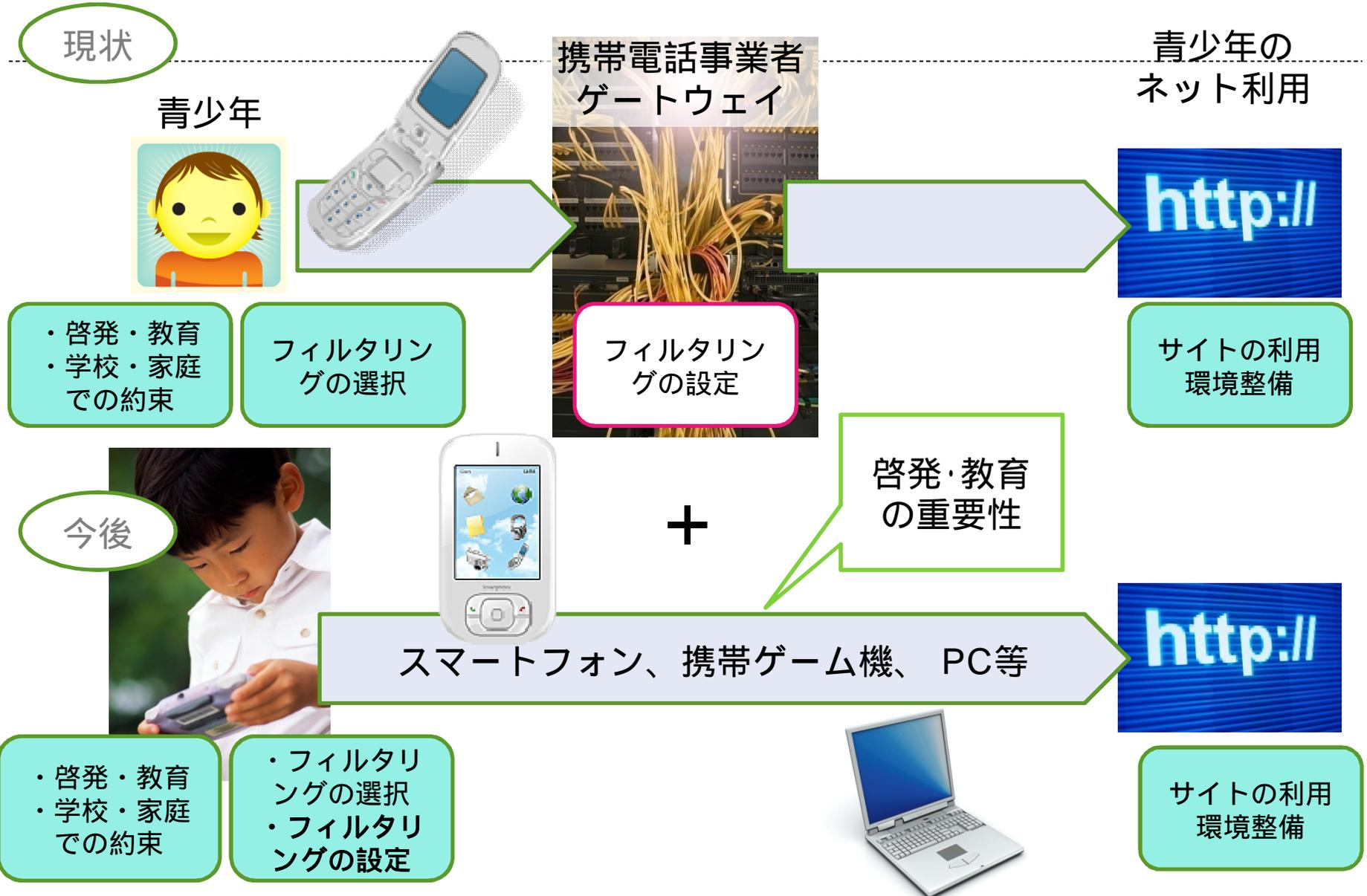
アクセス制限対象5要件については、次頁を参照。



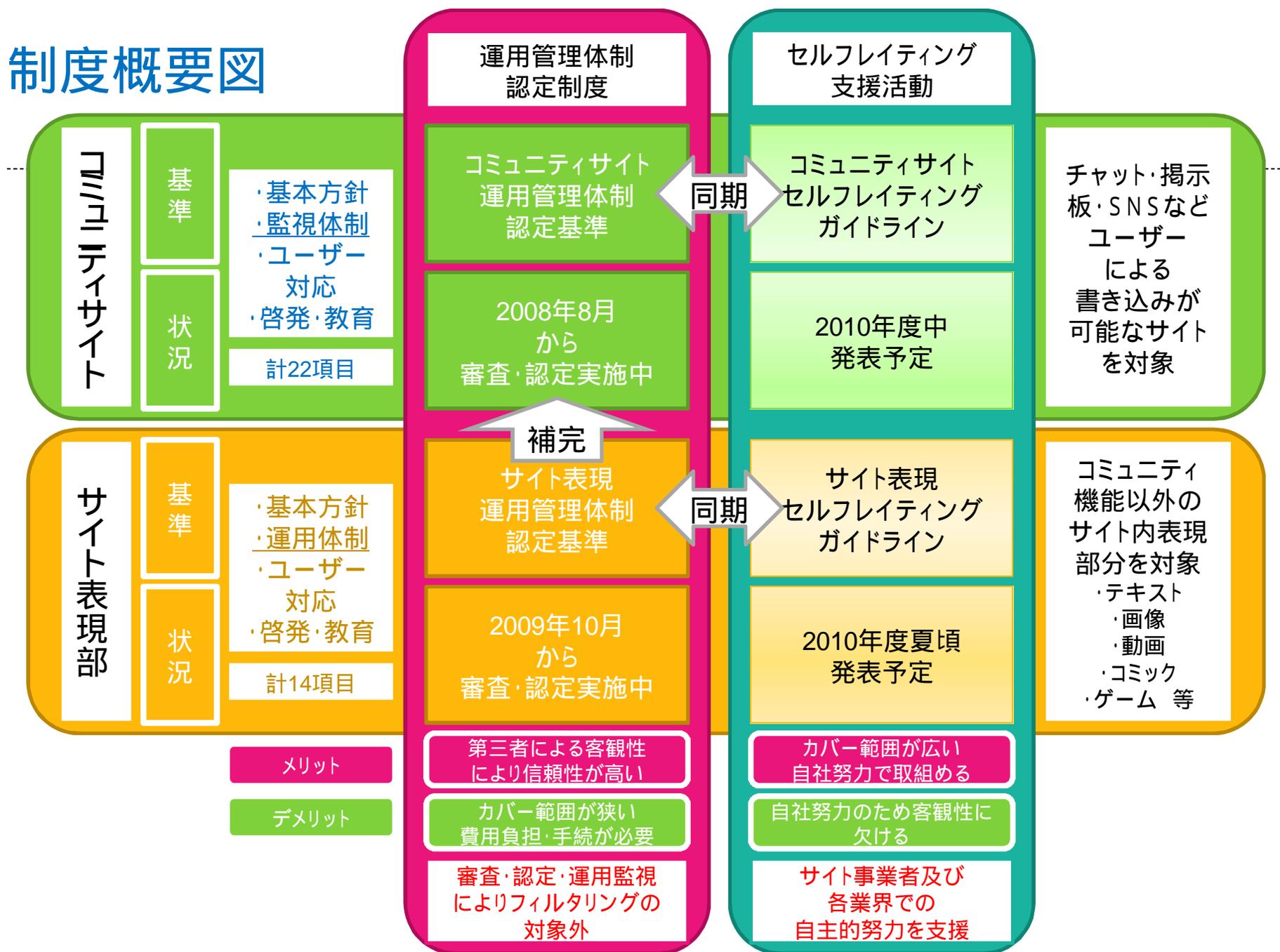
2. 申請サイト EMA認定対象範囲 (アクセス制限対象5要件に該当するコンテンツを含まない領域)



新しい利用環境に対応した方策の必要性



制度概要図



携帯電話以外の端末(PCやスマートフォン、ゲーム機等)でのサービス提供に関する対応と基準の改定案

EMAの認定制度では携帯サイトを対象としていたが、携帯電話と同様にスマートフォン等の端末においてもフィルタリングの提供が進む中、EMAの認定制度を携帯電話以外の端末でのサービス提供においても反映するため、認定対象範囲URL内に、EMAの認定基準を満たしていないようなコンテンツ、もしくはEMAの審査を経ていないコンテンツ等が含まれていないかを各認定サイトに確認を行い、以下のように対応。

項目	分類	対応方法
1	認定対象範囲URLにおいて、携帯サイトのみを提供しているサイト	対応は不要(1)
2	携帯電話以外の端末でもサービスを提供しているが、認定対象範囲URLとは別ドメインにてサービスを提供しているサイト	携帯電話以外の端末でサービス提供しているドメインについては、認定対象範囲外(アクセス制限対象)となるため、対応は不要
3	認定対象範囲URLにおいて、携帯電話以外の端末でもサービス提供を実施しているが、機能制限や運用管理体制が、携帯サイトと同一サイト	携帯電話以外の端末においても、携帯サイトと同一のサービスを提供しているため、対応は不要
4	認定対象範囲URLにおいて、携帯電話以外の端末でもサービス提供を実施しており、機能制限や運用管理体制が、携帯サイトとは異なっているサイト	【対応案1(暫定対応)】 ユーザーエージェントまたはIPアドレスによる振り分け等(2)により、携帯電話以外の端末からアクセスした場合、通常の携帯サイトと同様に、認定対象範囲URLにおいては、EMAの認定基準を満たしていないようなコンテンツ、もしくはEMAの審査を経ていないコンテンツ等が含まれないように、青少年利用に配慮した対応を実施
		【対応案2(原則対応)】 サブドメイン等により認定対象範囲URLを限定することで、EMAの認定基準を満たしていないようなコンテンツ、もしくはEMAの審査を経ていないコンテンツ等が含まれるサービスについては、認定対象範囲外(アクセス制限対象)のドメイン構成となるように対応を実施

3.認定対象コミュニティサイトの定義

モバイルインターネットにおいて、コミュニケーション機能を単独又は複合的に提供し、ユーザー間のコミュニケーションをサービスの中心としているサイトを意味します。なお、認定範囲については、ドメイン、ないしサブドメインにて定義を行い、認定範囲内では、表示するデバイスを問わず、EMAの認定基準を満たすサイト運用がなされる必要があります。

啓発・教育活動

2008年9月4日 EMA 啓発・教育プログラム アクション・プラン発表

